

市食育推進計画の見直しについて

国・県食育推進計画見直し等に係る本市計画への影響について

※ 題名の 部分については、国等の見直しの影響がある部分。

第1章 計画の概要(現行計画P2～6)

「計画の趣旨」「計画の位置づけ」「計画の策定体制」「計画の期間」について、現状に即した見直しを行う。

第2章 食を取り巻く現状と課題(現行計画P8～56)

1 本市の食を取り巻く現状(現行計画P8～49)

「社会経済情勢の変化」「食生活と健康〔青年期・壮年期・高齢期〕」「子どもの食生活と健康〔乳幼児期・学童期〕」「食の安全・安心」「農林水産業の状況」「食育の取組みと関心」については、統計データが主の構成となっているため、「いわき市の人口」「健康いわき21」等の最新データにより、統計データの修正等を行う。

※ 必要に応じてコラム等の見直しを行う。

2 食育懇談会の開催(現行計画P50～51)

現計画については、策定時における食育懇談会の開催状況となっているため、策定後の食育推進委員会等の開催状況等に修正を行う。

※ 必要に応じてコラム等の見直しを行う。

3 食育推進にあたっての課題(現行計画P52～56)

国が見直し(新規追加)を行った、重点課題として「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」を掲げているため、これらの重点課題を念頭に本市の食育推進にあつたての課題を整理する。

※ 必要に応じてコラム等の見直しを行う。

第3章 計画の基本方針(現行計画P58～62)

本市の食育推進に際し、基本的な施策として、「家庭における食育の推進」「学校・保育所等における食育の推進」等の5本柱、それに関わる施策の方向性に「望ましい食習慣の確立」「妊産婦や乳幼児に対する食育の推進」「家庭における食育の推進(関連)」等を掲げているが、国が見直しを行った、施策の方向性を見直しを念頭に本市の施策の方向性等について整理する。

※ 必要に応じてコラム等の見直しを行う。

第4章 施策の展開(現行計画P64～104)

国において、施策の方向の見直しを行ったため、「第3章 計画の基本方針 1 計画の基本理念」と同様、施策の展開の内容について整理する。

※ 必要に応じてコラム等の見直しを行う。

第5章 ライフステージに応じた食育の推進(現行計画P106～112)

国において、食育推進に際し、「周知」から「実践」に！をコンセプトとして掲げていることから、「第2章 食を取り巻く現状と課題 3 食育推進にあたっての課題」と同様、重点課題(「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」)を念頭にライフステージに応じた食育の推進の内容について整理する。

第6章 計画の推進にあつて(現行計画P114～118)

「食育推進体制」「関係者の役割」等について、現状に即した修正を行うとともに、計画の数値目標については、国により実施された現状を加味した数値目標の修正・追加等を念頭に、本市においても、実態に即したデータ収集などを実施した上で、見直しを行う。

※ 必要に応じてコラム等の見直しを行う。

○ 資料編等(現行計画P120～139)

現状に即した修正等を行う。

いわき市食育推進計画見直しに係る国・県の動向等について

(平成21年3月策定 現行計画期間:平成21年度から25年度)

1 国・県の動向について

(1) 概要

ア 国の動向

平成17年6月に「食育基本法」を制定し、食育についての基本理念や方向性を明らかにし、国、地方公共団体及び国民の食育に関する取組みを推進することとした。

また、平成18年3月には、「食育推進基本計画」(計画期間:平成18年度から22年度の5年間)を策定し、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしたところである。

このような中、国においては、平成23年3月31日に食育推進会議(会長:内閣総理大臣)において、「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23年度から27年度の5年間)を決定したところである。

イ 県の動向

平成19年3月に、おいしくイキイキ食育プラン「福島県食育推進計画」(計画期間:平成19年度から22年度の4年間)を策定し、食育に関する取組みを推進してきたが、新しい総合計画の策定に合わせ、現行計画を1年前倒しで見直しを行い、実情に即した実行性のある計画とするため、平成22年3月に「第2次食育推進計画」を改定したところである。

(2) 計画変更の視点(※ 国の見直しによる)

ア 地方公共団体による食育推進計画の見直し等について

(ア) 第2次食育推進基本計画の決定に伴う各都道府県・政令市・特別区における計画の見直しに当たって、関係部局等との連携を十分に図るとともに、健康日本21や都道府県及び市町村の健康増進計画の内容及び動向も踏まえ、地域の特性に応じた計画の見直しを行うこと。

(イ) 今後の食育の推進に当たっては、単なる周知にとどまらず、「国民が自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深め」、食をめぐる諸課題の解決に資するように推進していくこと。(※ 単なる周知から実践へ！)

イ 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

(ア) 重点課題

- a 生涯にわたるライフステージに応じた中断ない食育の推進
- b 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- c 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

(イ) 基本的な取組方針

- a 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- b 食に関する感謝の念と理解
- c 食育推進運動の展開
- d 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- e 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- f 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- g 食品の安全性の確保等における食育の役割

ウ 食育の推進に当たっての目標(※ 第1次食育推進計画からの見直し等)

基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するもの。(※ 本市における現行の目標値について別紙参照)

⇒ 《 》内の表示は、第2次計画における項目・目標値の見直し状況等

※ (無):見直し無し (有):見直し有り (新):第2次計画より新規設定

(ア) 食育に関心を持っている国民の割合の増《項目(無), 目標値(無)》

- ・ 平成22年度:90%以上 ⇒ 平成27年度:90%以上

(イ) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加《項目(新), 目標値(新)》

- ・ 平成22年度:9回(現状値) ⇒ 10回以上

(ウ) 朝食を欠食する国民の割合の減少《項目(無), 目標値(無)》

- ・ 子ども(小学生) 平成19年度:1.6% ⇒ 平成22年度:0% ⇒ 平成27年度:0%
- ・ 20歳代及び30歳代の男性 平成22年度:15%以下 ⇒ 平成27年度:15%以下

(エ) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加《項目(無), 目標値(無)》

- ・ 平成16年度:21.2% ⇒ 平成22年度:30%以上 ⇒ 平成27年度:30%以上

(オ) 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増《項目(有), 目標値(無)》

(※ 旧:「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加)

- ・ 平成22年度:60%以上(旧項目目標値) ⇒ 平成27年度:60%以上(新項目目標値)

(カ) 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増《項目(有), 目標値(有)》

(※ 旧:内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加)

- ・ 平成22年度:80%以上(旧項目目標値)⇒平成27年度:50%以上(新項目目標値)

(キ) よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加

《項目(新), 目標値(新)》

- ・ 平成22年度:70.2%(現状値) ⇒ 平成27年度:80%以上

(ク) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加 《項目(無), 目標値(有)》

- ・ 平成21年度:34.5万人(23.2%UP)(現状値) ⇒ 平成22年度:20%UP
⇒ 平成27年度:37万人以上

(ケ) 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 《項目(有), 目標値(有)》

(※ 旧:教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加)

- ・ 平成22年度:60%(旧項目目標値)
⇒ 平成27年度:30%以上(新項目目標値)(※ 現状値27%)

(コ) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加

《項目(無), 目標値(有)》

- ・ 平成22年度:60%以上 ⇒ 平成27年度:90%以上

(サ) 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加 《項目(無), 目標値(有)》

- ・ 平成22年度:50%以上 ⇒ 平成27年度:100%

2 本市の状況について

(1) 概要

近年、社会を取り巻く環境がめまぐるしく変化し、人々のライフスタイルや価値観・ニーズが多様化する中で、栄養バランスの偏った食事、不規則な食事の増加、肥満や糖尿病などの生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、BSE や食品の偽装表示に関する問題の発生などによる「食」の安全性に対する不安の高まりなど、健全な食生活が失われつつある。

このような中で、本市においては、行政のみならず、学校・地域・企業など食に関わる多様な主体と相互に連携しながら、食育基本法及び本市食育推進計画を踏まえ、本市の食育を総合的かつ計画的に推進していくもの。

- ※ 食育基本法において、市町村は、食育推進計画を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならないとされている。
- ※ 市町村は、市町村食育推進計画を作成し、または変更したときは、速やかに、その旨を公表しなければならないとされている。
- ※ 計画の実施にあたっては、上位計画である「新・いわき市総合計画」をはじめ、食育に関連する各個別計画との整合・調整を図りつつ、本市の食育を着実に推進するための行動計画とする。

(2) 組織

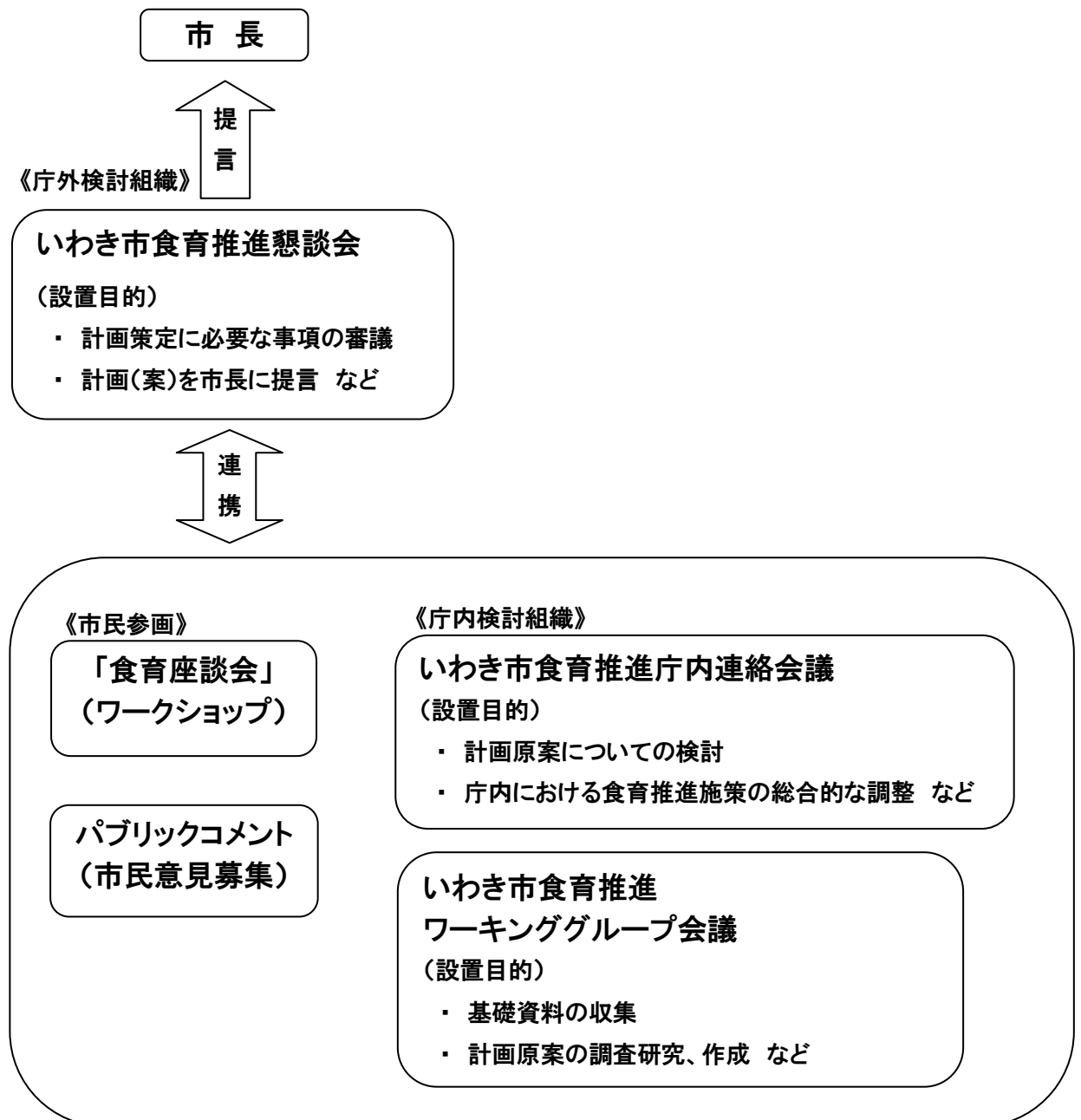
平成21年6月1日から食育推進委員会を設置(市食育推進懇談会については、平成21年2月16日の市長提言を以って廃止。)し、本市の食育を総合的かつ計画的に推進しているところである。

また、庁内関係部署の緊密な連携のもと、食育推進施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、食育庁内推進会議を平成22年4月1日に設置したところである。

※ 食育庁内推進会議の所掌事項に関する具体的事項について、調査、分析及び検討を行うため、当該推進会議の下にワーキンググループを設置。

(3) 本市計画策定の経過

「いわき市食育推進計画」の策定体制(計画策定時)について



市食育推進計画見直しに係る意見等について

《 意見等作成者等名： 団体等名() 氏名() 》

1 特に意見等なし

2 意見等について

1	(1) 見直し箇所 ※ 計画の頁等を記載	
	(2) 見直しの視点	

2	(1) 見直し箇所 ※ 計画の頁等を記載	
	(2) 見直しの視点	

3	(1) 見直し箇所 ※ 計画の頁等を記載	
	(2) 見直しの視点	

3 現在の社会情勢等を見据えて特記すべき事項または、その他計画見直しに係る自由意見

※ 回答に際し、必ず団体名等を記載ください。

※ 平成24年6月15日(金)までに報告くださいますようお願いいたします。

※ 意見等がない場合につきましても報告くださいますようお願いいたします。

市食育推進計画見直しに係る意見等について

《 意見等作成者等名：団体等名() 氏名() 》

1 特に意見等なし

2 意見等について

1	(1) 見直し箇所 ※ 計画の頁等を記載	第1章 計画の概要 1 計画策定の趣旨(P2)
	(2) 見直しの視点	計画策定の趣旨について、現行に合わせた型で見直しを行うべき。

2	(1) 見直し箇所 ※ 計画の頁等を記載	第2章 食を取り巻く現状と課題 1 本市の食を取り巻く現状(P8～)～
	(2) 見直しの視点	現状に合わせた型で、統計データを整理すべき。

3	(1) 見直し箇所 ※ 計画の頁等を記載	
	(2) 見直しの視点	

3 現在の社会情勢等を見据えて特記すべき事項または、その他計画見直しに係る自由意見

※ 回答に際し、必ず団体名等を記載ください。

※ 平成24年6月15日(金)までに報告くださいますようお願いいたします。

※ 意見等がない場合につきましても報告くださいますようお願いいたします。